



お子さんを養育しているかた

ひとり親家庭などのかた

重度の障がいをお持ちのかた

医療費を助成します



対象は、医療費のうち保険が適用される保険診療分となります。

加入している健康保険組合などから、高額療養費や附加給付金などが支給される場合は、その分を除いた額を助成します。

◀ 受給対象者 ▶

こども医療費制度

18歳に達した日以降の最初の3月31日までの児童を養育しているかた

ひとり親家庭等医療費制度

所得制限あり

ひとり親家庭などの18歳年度末までの児童(一定の障がいがある児童は20歳未満まで)とその母(父)または養育者

重度心身障害者医療費制度

所得制限あり

次のいずれかに該当するかた

- 1 1～3級の身体障害者手帳をお持ちのかた
- 2 ①～③の療育手帳をお持ちのかた
- 3 1級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかた
- 4 65歳以上で、埼玉県後期高齢者医療広域連合などの障害認定を受けているかた

※1～4に該当したときの年齢が65歳以上の場合は対象外



◀ 申請方法 ▶

県内の指定医療機関などで受診する場合

各福祉医療制度の受給資格証を提示することで、医療費(一部負担金)の支払いが不要となります。

※後期高齢者医療保険加入者以外のかたで、ひと月の一部負担金がひと医療機関21,000円以上の場合、70歳以上75歳未満のかたは外来8,000円以上、入院15,000円以上の場合、または人工透析など長期高額疾病を受給し、社会保険、国民健康保険に加入しているかたは、一部負担金が必要です。支払い後は下の「指定医療機関以外で受診する場合」に準じた手続きを行ってください。

指定医療機関以外で受診する場合

申請書に必要事項を記入し(月・医療機関ごと)、領収書欄に医療機関で証明を受けるか、医療機関が発行した領収書を添付のうえ、「提出場所」へ提出してください。

※医療機関により、別途証明料を請求される場合があります。

提出場所

福祉課、こども保育課、東児童館、西児童館

問合せ ☎0480(92)1111

こども医療費制度、ひとり親家庭等医療費制度 ▶ こども保育課こども給付担当 内線185～187
重度心身障害者医療費制度 ▶ 福祉課障がい者福祉担当 内線162～165